

9 認可保育所等保育料について

区立・私立保育所や地域型保育事業所の保育料は、保育の実施に必要な経費の一部を、利用する児童の保護者に負担していただく費用です。なお、保育所の運営経費は、保護者の皆さんに負担していただく保育料と国・都・区の負担でまかなわれています。

今後も、持続可能な保育事業を行うため、また、住民サービス・住民負担の観点から適正な利用者負担に努めてまいりますので、納付期限内の納付など、ご協力をお願いいたします。

保育料が無償となる方

入園されるお子様が以下のいずれかに該当する場合は、国・都の政策により保育料が無償となります。

- ①3歳児以上
- ②住民税非課税世帯の0～2歳児
- ③生計を一にする兄・姉（年齢制限なし）から数えて、第2子以降に当たる0～2歳児

※年齢要件につきましては、4月1日時点の満年齢で判定します。

※兄・姉と第2子以降に当たる0～2歳児が別居している場合でも、兄・姉の養育費を支払っている等「生計を一にしている」と認められる場合は、③の保育料無償化の対象となります。該当される方は保育課認定・入園係に申し出てください。

保育料の決定・支払方法について

①保育料は、児童の年齢と世帯の住民税額（区民税所得割）[1月1日現在の住所地の市区町村が、前年の所得に基づいて賦課します。]に応じて決定されます。

●世帯区民税所得割額・年齢区分・保育時間に応じて決定されます。

令和7年4月～令和7年8月分保育料:令和6年度区民税所得割額
令和7年9月～令和8年3月分保育料:令和7年度区民税所得割額

※区民税所得割額によっては、年度の途中で保育料額が変更になる場合があります。

●賦課期日である1月1日に、国内に住民登録がなかった方は、杉並区民とみなして決定します。前年の所得を確認するため、給与証明書等をご提出ください。

●修正申告等により税額が変更になった場合は、保育料についても変更になる場合があります。

●税額が変更になった場合は保育課認定・入園係までご連絡ください。

②納付期限経過分の保育料を滞納した場合（卒園児に関わる保育料を滞納している場合を含む。）

当該児童及び兄弟姉妹の申込みの際、**調整指数(P26・27参照)項番23(-10点)**を適用します。また地方税法の規定に基づき財産差押え等の処分を受けることがあります。

③支払方法

認可保育所・区立小規模保育事業所

原則として口座振替となります。口座振替の申込手続きに必要な「保育料口座振替(自動振込)依頼書」は、保育課認定・入園係・各子どもセンターにあります。

●口座振替の開始月は通知書でお知らせします。

●口座の登録は、最短で引き落とし月の10日以前に、「保育料口座振替(自動振込)依頼書」を提出いただいた場合に適用します。それ以降に提出された場合は、翌月から反映されます。

●すでに入所中の兄弟姉妹が口座振替をご利用の場合は、改めての手続きは不要です。また、兄弟姉妹で別々の口座を利用することはできません。

●口座振替は、口座変更・廃止等のお申し出がない限り、翌年度以降も継続します。

●支払い期限は、**毎月末日です。ただし、末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。**

●口座名義は納付義務者(保護者)の名義にしてください。

私立小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所

保育料の納付方法(口座振替等)や納期限、納付手続きにつきましては、各施設・事業者にご直接お問い合わせください。

【令和7年度認可保育施設保育料表】

(令和6年10月1日現在)(単位:円)

階層	税額区分	保育料(月額)						延長保育料(月額)※区立園の場合			
		0歳児		1・2歳児		3歳以上児		0歳児	1・2歳児	3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間				
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	500	500	500	
C	区民税均等割のみ課税世帯	2,200	2,100	2,000	1,900	0	0	600	600	600	
D1	区民税所得割課税世帯	区民税所得割額 5,000円未満	2,800	2,700	2,600	2,500	0	0	600	600	600
D2		5,000円以上 8,200円未満	3,700	3,600	3,400	3,300	0	0	600	600	600
D3		8,200円以上 11,100円未満	8,000	7,800	7,300	7,100	0	0	900	900	900
D4		11,100円以上 20,000円未満	9,900	9,700	9,100	8,900	0	0	900	900	900
D5		20,000円以上 33,300円未満	11,200	11,000	10,300	10,100	0	0	1,100	1,000	1,000
D6		33,300円以上 48,600円未満	18,400	18,000	16,900	16,600	0	0	1,800	1,600	1,100
D7		48,600円以上 57,700円未満	18,800	18,400	17,200	16,900	0	0	1,800	1,700	1,200
D8		57,700円以上 77,100円未満	22,900	22,500	21,000	20,600	0	0	2,200	2,100	1,300
D9		77,100円以上 97,000円未満	25,800	25,300	23,600	23,100	0	0	2,500	2,300	1,500
D10		97,000円以上 128,500円未満	28,300	27,800	25,900	25,400	0	0	2,800	2,500	1,700
D11		128,500円以上 169,000円未満	30,600	30,000	28,000	27,500	0	0	3,000	2,800	1,800
D12		169,000円以上 183,500円未満	33,000	32,400	30,200	29,600	0	0	3,300	3,000	2,000
D13		183,500円以上 211,200円未満	35,000	34,400	32,100	31,500	0	0	3,500	3,200	2,100
D14		211,200円以上 233,700円未満	37,200	36,500	34,100	33,500	0	0	3,700	3,400	2,200
D15		233,700円以上 256,300円未満	39,000	38,300	35,700	35,000	0	0	3,900	3,500	2,300
D16		256,300円以上 283,700円未満	41,000	40,300	37,600	36,900	0	0	4,100	3,700	2,400
D17		283,700円以上 301,000円未満	42,800	42,000	39,200	38,500	0	0	4,200	3,900	2,500
D18		301,000円以上 338,500円未満	44,600	43,800	40,900	40,200	0	0	4,400	4,000	2,500
D19		338,500円以上 366,000円未満	46,200	45,400	42,300	41,500	0	0	4,600	4,200	2,500
D20		366,000円以上 397,000円未満	48,000	47,100	44,000	43,200	0	0	4,800	4,400	2,600
D21		397,000円以上 435,400円未満	52,000	51,100	47,700	46,800	0	0	5,200	4,700	2,600
D22		435,400円以上 481,300円未満	58,600	57,600	53,700	52,700	0	0	5,800	5,300	2,700
D23		481,300円以上 540,800円未満	64,400	63,300	59,000	57,900	0	0	6,400	5,900	2,800
D24		540,800円以上 616,100円未満	69,000	67,800	63,200	62,100	0	0	6,900	6,300	2,800
D25		616,100円以上 715,000円未満	73,200	71,900	67,100	65,900	0	0	7,300	6,700	2,900
D26		715,000円以上 850,900円未満	77,500	76,100	71,000	69,700	0	0	7,700	7,100	3,000
D27		850,900円以上 1,150,000円未満	82,200	80,800	75,300	74,000	0	0	8,200	7,500	3,100
D28		1,150,000円以上 1,300,000円未満	89,000	87,400	82,200	80,800	0	0	8,900	8,200	3,400
D29		1,300,000円以上	92,400	90,800	89,000	87,400	0	0	9,200	8,900	3,700

- 保育料は、世帯(認定保護者等)の区民税所得割額の合計額に基づく階層、クラス年齢(歳児)及び保育必要量(標準時間:11時間まで、短時間:8時間まで)の区分で決まります。
- 保育料を決定する際の区民税所得割額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除(ふるさと納税を含む)等を適用しない税額となります。
- 保育短時間の保育料は、各階層区分の保育標準時間の保育料の概ね98.2%の額です(100円未満切り捨て)。
- 多子軽減に該当する場合、第2子以降の保育料は無料になります(延長保育を除く)。
- 延長保育料は区立園(公設民営園を除く)の保育料です。私立園・公設民営園・地域型保育事業所については、各施設にご確認ください。
 ※区立園(公設民営園を除く)の保育短時間の延長保育は延長スポット保育のみで、月ぎめの設定はありません。
 ※区立園(公設民営園を除く)の生活保護世帯、非課税ひとり親世帯等の要保護世帯は、延長保育料が免除になります。
- 賦課資料が確認できない場合は、D29階層となります。
- 保育料は改訂される場合がありますので、ご了承ください。

定額減税について

令和6年度の区民税所得割には「定額減税」が適用されており、国の方針に基づいて令和6年9月～令和7年8月の保育料は、「定額減税」適用後(控除後)の区民税所得割を基に保育料を算定します。

なお、「定額減税」の適用により、すべての方について保育料が減額となるものではありません。

詳細は、以下の例と前ページの【令和7年度認可保育施設保育料表】をご参照ください。

例：1歳児(標準時間)の場合

- ケース1：定額減税適用前の区民税所得割額 190,000円→階層「D13」の月額保育料 32,100円
定額減税適用後の区民税所得割額 166,000円(△24,000円)→階層「D11」に下降階層「D11」の月額保育料 28,000円となり、定額減税の適用により月額4,100円減額
- ケース2：定額減税適用前の区民税所得割額 480,000円→階層「D22」の月額保育料 53,700円
定額減税適用後の区民税所得割額 456,000円(△24,000円)→階層「D22」のまま階層が変わらないため、定額減税の適用による保育料の減額はなし

保育料の減免制度及び負担軽減について

【負担軽減制度】

要保護世帯等

ひとり親世帯、または保護者と同一世帯内に心身障害者等(※)に該当する方がいる場合、世帯の区民税所得割額が77,101円未満の世帯で、保護者と生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて1番目の子(第1子)の保育料は半額(保育料の上限が9,000円となる)となります。

多子世帯

保護者と生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて2番目(第2子)以降の子の保育料は無料となります。

※心身障害者等とは…

身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、障害基礎年金の受給者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第十九条第三項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていない障害者又は障害児

- 区で負担軽減の対象世帯と確認できた方は、負担軽減が適用された保育料額で決定しますので、手続きは不要です。
- 区で負担軽減の対象世帯と確認できない方は、「保育料等減額申請書」及び必要書類の提出が必要となります。必要書類については、申請書に記載されていますのでご確認ください。

※「保育料等減額申請書」は、区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。

保育料の減免制度及び負担軽減については、変更となる場合があります。



【減免制度】

条件に該当する場合は、保育料が減額または免除になります。

- 「保育料等減免申請書」のほか、必要書類の提出が必要となります。必要書類は、条件により異なりますので、保育課認定・入園係までお問い合わせください。
※「保育料等減免申請書」は、区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。
- 保育料減免の適用開始は、**申請した月から**です。4月分からの適用を受けるためには、**4月末日(必着)までに申請する必要があります**のでご注意ください。
- 適用期間は条件によって異なりますが、最長で年度末までです。
- 減免の条件に該当しても、計算の結果により減免にならない場合があります。
- 減免制度は改正される場合がありますのでご了承ください。
- 条件番号5を除き、他の条件番号と重複しての減免はできません（減免額の多い条件により減免します）。

保育料の減免制度

(令和6年10月1日現在)

条件番号	条件	必要書類 「保育料等減免申請書」は 全条件必要となります。	適用期間	適用額
1	①生活保護法による保護を受けたとき ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 ③都道府県知事から委託を受けた児童を養育している里親	生活保護受給証明書、または給付を受けていることが確認できる書類、または里親であることが確認できる書類	申請当月のみ ※翌月から階層変更によりA階層になります。	A階層の基準額
2	その世帯の収入額が生活保護法による基準額に満たないとき	収入額が生活保護法による基準額に満たないことが確認できる書類	申請当月のみ	A階層の基準額
3	今年度分の区市町村民税が、地方税法第295条の規定により非課税となったとき又は第323条の規定により免除されたとき	非課税または免除であることが確認できる書類	今年度分区市町村民税が適用されるまで	B階層の基準額
4	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失(損害保険等受領額を控除する)を生じたとき(損失額の認定及び災害の範囲は、地方税法の例による) ※事業用のものは除きます。	・り災証明書(災害の場合) ・保険金の支払い通知書の写し ・被害額の方かるものの写し	年度末まで	お問い合わせください。
5	同一世帯に次のいずれかと月ぎめ保育契約をしている児童がいる場合 →認証保育所、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、東京都の指導監督基準を満たす証明書の交付を受けた認可外保育施設 ※P50の負担軽減制度の「多子世帯」と重複しての適用はできません。	受託証明書	事由がなくなるまで	5階層低位の階層の基準額
6	同一世帯に次のいずれかに該当する者がいる場合 →身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者福祉手帳1～2級、要介護5の認定 ※P50の負担軽減制度の「要保護世帯等」と重複しての適用はできません。	手帳の写し	事由がなくなるまで	1階層低位の階層の基準額